

件 名	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例		
主 管 課	税務課		
根拠法令等	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令 (令和8年3月31日公布、同年4月1日施行)		
【改正の概要】 上記省令の施行に伴う県税の特別措置の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長 令和8年3月31日まで ⇒ <u>令和10年3月31日まで</u>			
施 行 日	公布の日(令和8年4月1日適用)		
【その他参考事項】 1 特別措置の概要 (1) 税 目 【移転型事業】事業税(不均一課税)及び不動産取得税(課税免除) 【拡充型事業】不動産取得税(不均一課税) (2) 不均一課税の税率 ①事業税 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> $\left[\begin{array}{ll} \text{初年度} & \text{通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度} & \text{〃} \times 0.75 \\ \text{3年度} & \text{〃} \times 0.875 \end{array} \right]$ </td> <td style="border: none; vertical-align: middle;"> $\left[\begin{array}{ll} \text{②不動産取得税} & \text{通常税率の} 1/10 \\ \text{家屋} & 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} & 0.3\% \end{array} \right]$ </td> </tr> </table> (3) 要件 ① 地域再生計画の認定が公示された日から <u>令和10年3月31日まで</u> の間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、知事の認定を受けた事業者であること。 ② 特別償却設備の新設又は増設 ・対象設備 特定業務施設(本社機能を有する事業所、研究所又は研修所)及び特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設(保育所等)の用に供する減価償却資産 ・取得価額 3,800万円以上(中小企業等の場合は1,900万円以上) ・新設又は増設に係る期間 知事の認定を受けた日から3年を経過する日まで (4) 対象地域 認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域(県内全域) (5) 交付税措置 減収額の75%は、地方交付税で措置される。		$\left[\begin{array}{ll} \text{初年度} & \text{通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度} & \text{〃} \times 0.75 \\ \text{3年度} & \text{〃} \times 0.875 \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{ll} \text{②不動産取得税} & \text{通常税率の} 1/10 \\ \text{家屋} & 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} & 0.3\% \end{array} \right]$
$\left[\begin{array}{ll} \text{初年度} & \text{通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度} & \text{〃} \times 0.75 \\ \text{3年度} & \text{〃} \times 0.875 \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{ll} \text{②不動産取得税} & \text{通常税率の} 1/10 \\ \text{家屋} & 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} & 0.3\% \end{array} \right]$		
2 事業の種類 (1) 移転型事業：特定業務施設を東京23区から地方活力向上地域に移転して整備する事業 (2) 拡充型事業：特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業(移転型事業を除く。)			
3 「認定地域再生計画」及び「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」 (1) 認定地域再生計画(本県の計画：愛媛地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト) 内閣府が定める地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が、地方における雇用の創出を通じて地域再生を図るため、地方活力向上地域において行う事業等を記載した計画であって、内閣総理大臣の認定を受けたもの (2) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 認定地域再生計画に基づき、事業者が、地方活力向上地域内において地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する特定業務施設を整備する事業の実施に関する計画			